

# 一般財団法人由利本荘市スポーツ協会生涯スポーツ奨励賞表彰規程

## (目的)

第1条 この規程の目的は、由利本荘市民のスポーツ健康づくり、明るく豊かな生活として「健康で豊かなスポーツライフ」を継続的に実践し、生涯スポーツ活動の模範および貢献している個人・団体を表彰する為に必要な事項を定めるものとする。

## (表彰項目)

第2条 一般財団法人由利本荘市スポーツ協会の「生涯スポーツ奨励賞（以下「本賞」）の選考は、年齢面、継続活動面、健康維持面、親睦交流面を考慮するものとする。なお、「由利本荘市スポーツ協会スポーツ賞」とは別の奨励賞とする。

## (対象者)

第3条 本賞は、一般財団法人由利本荘市スポーツ協会加盟団体、及び由利本荘市在住者の個人・団体で過去において、生涯スポーツに関する秋田県表彰又は本賞、並びに「一般財団法人由利本荘市スポーツ協会スポーツ賞」を受けたことがないものとする。

## (活動内容)

第4条 本賞は、次の各号に該当するものの中から選考する。

- ①スポーツを生活習慣にするほどの深い愛着と、熱意を持ち、かつ練習熱心な者。
- ②平素のスポーツ活動が、由利本荘市民の中でも特質した実践者である者。
- ③地域の人望が厚く、日常生活が由利本荘市民の模範である者。
- ④組織的にスポーツ活動が行われており、由利本荘市民の健康・体力の増進に貢献している活動団体

## (推薦方法)

第5条 本賞の受賞候補については、次の手続きによる。

- ①一般財団法人由利本荘市スポーツ協会加盟団体長の推薦による。
- ②一般財団法人由利本荘市スポーツ協会長が推薦する者については、直接選考委員会に提示する。
- ③推薦理由、内容等は、別紙様式による。

## (選考方法等)

第6条 受賞種目、選考、表彰方法は次による。

- ①日本スポーツ協会種目、一般財団法人由利本荘市スポーツ協会加盟団体競技種目を原則とする。
- ②毎年若干名とする。
- ③選考は、この規程に基づき「一般財団法人由利本荘市スポーツ協会スポーツ賞選考委員会」に委託する。
- ④表彰式の実施は、「一般財団法人由利本荘市スポーツ協会スポーツ賞表彰式」に準じて、同日時に行う。

## 附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

一般財団法人由利本荘市スポーツ協会  
生涯スポーツ奨励賞表彰規程に関する申し合わせ事項

令和3年10月1日

- (1) 一般財団法人由利本荘市スポーツ協会加盟団体長からの推薦人数について
  - ・各加盟団体から、年度毎1名又は1団体までとする。
- (2) 生涯スポーツ奨励賞の表彰対象について
  - ・個人は概ね60歳以上とする。
- (3) 団体活動の期間
  - ・組織設立後、5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。